

指定管理者議案説明資料

所管 保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

施設の名称（所在地）	札幌市社会自立センター（札幌市東区伏古1条2丁目）
選定方法	非公募（別紙1参照）

1 施設の概要

(1) 設置条例	札幌市障害者福祉施設条例
(2) 設置目的	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行うことを目的とする。
(3) 施設の事業内容	就労継続支援事業 その他施設の設置目的を達成するために必要な事業
(4) 現在の指定管理者	社会福祉法人札幌親会
(5) 指定管理費	0円（介護給付費等を収入とする。）※利用料金制度

2 指定管理者として指定する団体の概要

名称	社会福祉法人札幌親会
所在地	札幌市白石区菊水1条4丁目5番1号
代表者名	理事長 中原 明
設立年月日	昭和61年3月22日
設立目的	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援すること。
基本金	231,595千円（令和4年3月31日現在）
職員数	263人（令和4年4月1日現在） ※役員及び嘱託職員、臨時職員等を除く。
事業概要 （令和3年度）	(1) 第1種社会福祉事業 障害者支援施設の経営 (2) 第2種社会福祉事業 障害福祉サービス事業、移動支援事業及び相談支援事業の経営
決算 （令和3年度）	収入 2,126,739,074円 支出 2,049,534,983円

3 指定期間

令和5年（2023年）4月1日から令和10年（2028年）3月31日まで

4 選定結果

別紙2のとおり

5 事業計画

項目	事業内容
就労継続支援事業	利用者と雇用契約を結び、基本的体力、作業能力、労働習慣、労働意欲等の向上を図る。また、一般企業への就労を希望する者には、積極的に支援を実施する。
障がい福祉に関する情報の収集及び提供に関する業務	札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課及び札幌市知的障がい福祉協会と連携・協力をを行う。また、対外的な研修への参加によって情報収集を行い、自治会活動を通じて利用者に情報提供を行う。
利用者に関する相談業務	生活相談及び就労相談の窓口を設け、気兼ねなく相談できる環境を整える。また、必要に応じ、グループホーム利用者への相談支援、通院等の外出時の同行等、自立に向けた取組を行う。
その他施設の設置目的を達成するために必要な業務	保護者と連携を図り、利用者の健康維持及び増進に努めるとともに、ハローワークと連携し、障がい者の雇用及び求人の状況把握を行う。また、高齢・障害者雇用支援センターと連携を図り、利用者が安心して働ける職場づくりを推進することで、利用者のモチベーションの維持・向上につなげる。学生実習生の積極的な受け入れも行う。

6 収支計画

(単位：千円)

項目	金額（消費税及び地方消費税を含む。）					
	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	合計
施設総収入	135,981	135,981	135,981	135,981	135,981	679,905
指定管理業務に係る収入	135,981	135,981	135,981	135,981	135,981	679,905
指定管理費	0	0	0	0	0	0
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他の収入	135,981	135,981	135,981	135,981	135,981	679,905
自主事業等収入 (うち指定管理業務充充分)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
施設総支出	130,452	130,452	130,452	130,452	130,452	652,260
指定管理業務に係る支出	130,452	130,452	130,452	130,452	130,452	652,260
自主事業等支出	0	0	0	0	0	0
収支の差額	5,529	5,529	5,529	5,529	5,529	27,645

※ 指定管理費の合計額が、債務負担行為設定額となる。